

資料 2

(R5.2.14上下水道事業審議会)



第 3 回審議会資料

目次

1. 水道料金制度の概要及び県内他市比較 2

2. 本市における水道の利用状況 9

3. 本市料金体系の検討 20

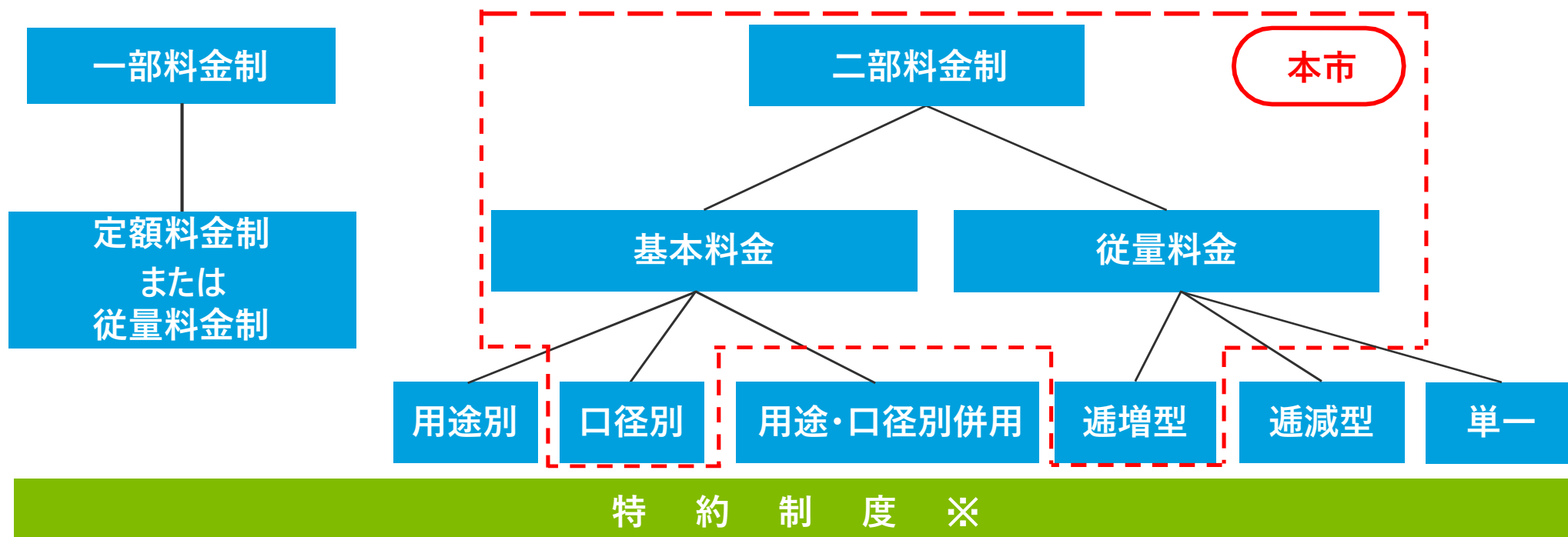
4. 料金体系の事務局案 23

1. 水道料金制度の概要及び県内他市比較

栗東市における水道料金体系

本市は二部料金制のうち、基本料金は口径別、従量料金は逓増型を採用しています。

- ◆ 料金の構成には、定額料金制または従量料金制のいずれかである一部料金制、基本料金と従量料金からなる二部料金制、そして特約制度などがあります。水道では二部料金制を採用しているケースが多くなっています。
- ◆ 基本料金については、用途もしくは口径によって異なる料金設定とし、それぞれ用途別、口径別料金体系と呼び、それらを併用しているものもあります。
- ◆ 従量料金については、使用量に応じて単価が変動するもの（逓増・逓減）と単一のものがあります。



※ 基準水量を超えて使用した水道水を低額な単価で提供する大口需要者特約制度など。

栗東市の水道料金表

基本料金は口径別、従量料金は7段階の逦増型、基本水量の設定有の料金体系となっています。

※料金は全て税抜

口径	基本料金 (円/2ヶ月)	基本水量 (m ³ /2ヶ月)	従量料金単価 (円/m ³)
13 mm	1,980	20	21 m ³ ～40 m ³ ・・・125円 41 m ³ ～60 m ³ ・・・130円 61 m ³ ～100 m ³ ・・・140円 101 m ³ ～200 m ³ ・・・150円 201 m ³ ～600 m ³ ・・・160円 601 m ³ ～1,000 m ³ ・・・170円 1,001 m ³ ～・・・・・・・175円 (※水量区分は2ヶ月分)
20 mm	2,200		
25 mm	2,400		
30 mm	6,500		
40 mm	8,500		
50 mm	10,500		
75 mm	15,000		
100 mm	20,000		
150 mm	30,000		

基本料金制度の県内他市比較

基本料金制度については口径別を採用している団体が11団体と最も多くなっており、基本水量については設定なし5団体、10m³／月を採用している団体が7団体とほぼ同数となっています。

【基本料金制度の比較】

基本料金制度	県内類似団（※2）	県内他団体
用途別 （1団体）	—	草津市
口径別（※1） （11団体）	栗東市、守山市、近江八幡市、甲賀市、東近江市、湖南市、野洲市	彦根市、大津市、高島市、米原市
地域別・口径別・用途別を併用 （1団体）	—	長浜水道企業団

※1 上表において、「基本料金制度」を「口径別」に分類している団体について、部分的に公衆浴場用や臨時用といった用途別の料金が設定されている場合でも、口径別としてカウントしています。

※2 令和2年度の経営比較分析表における栗東市の区分「A4区分」（末端給水事業者・給水人口5万人以上～10万人未満）の県内他市を類似団体としています。

【基本水量制度の状況】（※3）

基本水量／月	県内類似団体	県内他団体
0 m ³ （なし） （5団体）	守山市、湖南市、野洲市	大津市、米原市
5 m ³ （1団体）	—	高島市
10 m ³ （7団体）	栗東市、近江八幡市、東近江市、甲賀市、	草津市、彦根市、長浜水道企業団（※4）
11 m ³ ～ （1団体）	—	長浜水道企業団（※4）

※3 口径ごとに基本水量が異なる場合については、13口径の基本水量で上表にカウントしています。

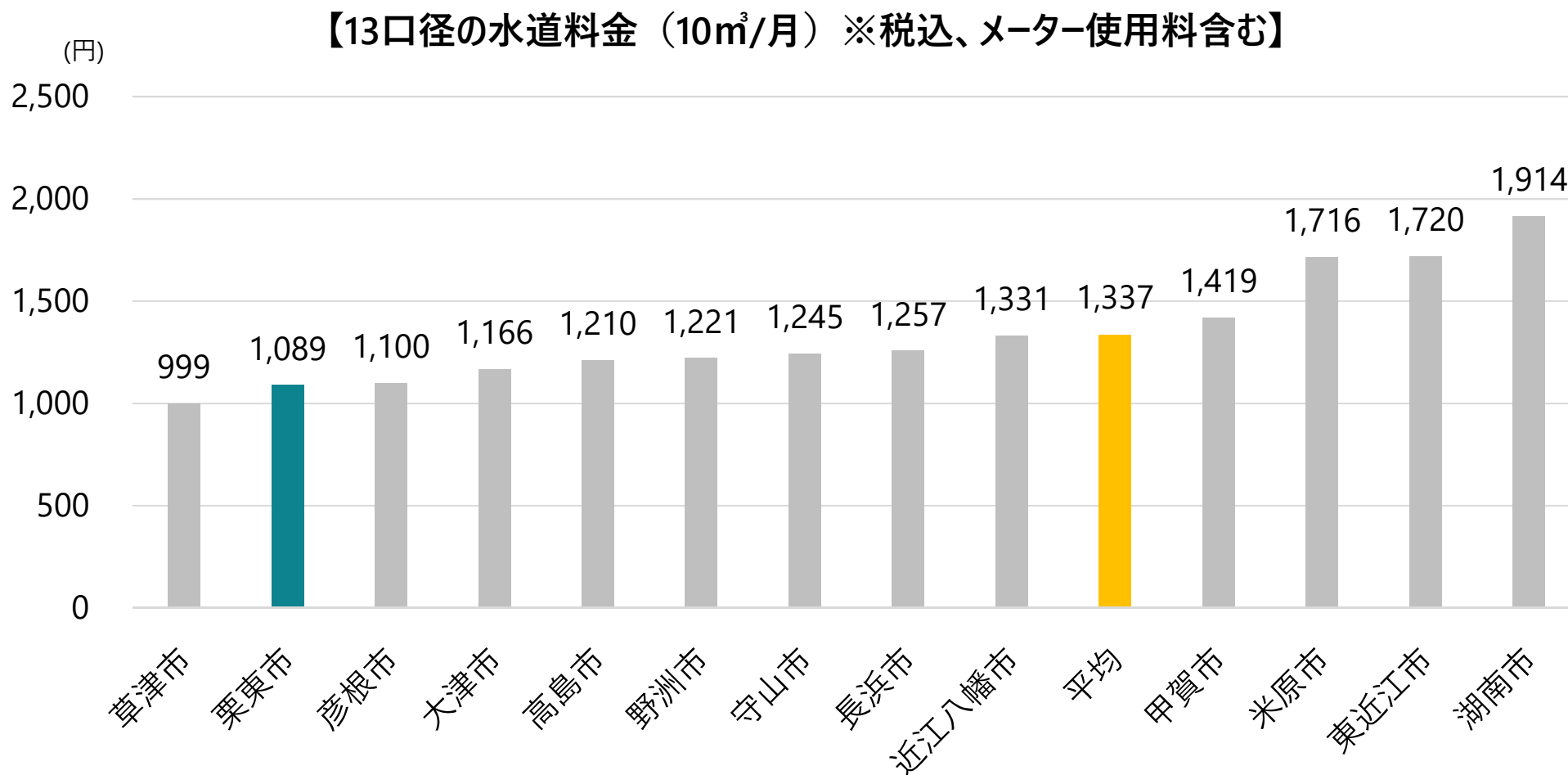
※4 長浜水道企業団については、地域別で料金制度・基本水量が異なりますが、該当するものをそれぞれカウントしています。

基本水量・従量料金制度の他市比較

従量料金制度	団体名称	水量区分	基本水量の設定	基本料金／月 (※口径別に異なる場合は13口径)
単一型	長浜水道企業団	口径別に一律の単価	10m ³ ～15m ³ (※地域により異なります)	1,159円～1,632円 (※地域により異なります)
	東近江市	口径別に一律の単価		1,570円
逡増型	栗東市	7区分	基本水量あり 10m³/月	990円
	草津市	6区分 (一般用)	基本水量あり 10m ³ /月	855円
	彦根市	3区分	基本水量あり 10m ³ /月	1,000円
	大津市	6区分	基本水量なし ※1～10m ³ /月は従量単価5円	1,010円
	高島市	5区分	基本水量あり 5m ³ /月	650円
	野洲市	7区分	基本水量なし ※1～10m ³ /月は従量単価69円	420円
	守山市	6区分	基本水量なし ※1～10m ³ /月は従量単価87円	262円
	近江八幡市	6区分	基本水量あり 10m ³ /月	1,210円
	甲賀市	5区分	基本水量あり 10m ³ /月	1,290円
	米原市	2区分 (13口径)	基本水量なし ※1～15m ³ /月は従量単価110円	400円
	湖南市	6区分	基本水量なし ※1～10m ³ /月は従量単価63円	900円

水道料金（13口径 10m³/月）の他市比較

13口径で月10m³使用した場合の水道料金は、県内他市と比較して、2番目に低い水準にあります。



料金改定の検討ポイント

現行の料金体系において、想定される検討ポイントは以下のとおりです

口径	基本料金 (円/2ヶ月)	基本水量 (m ³ /2ヶ月)	従量料金単価 (円/m ³)
13 mm	1,980	20	④逡増度の見直し 21 m ³ ～40 m ³ ・・・125円 41 m ³ ～60 m ³ ・・・130円 61 m ³ ～100 m ³ ・・・140円 101 m ³ ～200 m ³ ・・・150円 201 m ³ ～600 m ³ ・・・160円 601 m ³ ～1,000 m ³ ・・・170円 1,001 m ³ ～・・・・・・・175円 (※水量区分は2ヶ月分)
20 mm	2,200		
25 mm	2,400		
30 mm	6,500		
40 mm	8,500		
50 mm	10,500		
75 mm	15,000		
100 mm	20,000		
150 mm	30,000		

※料金は全て税抜

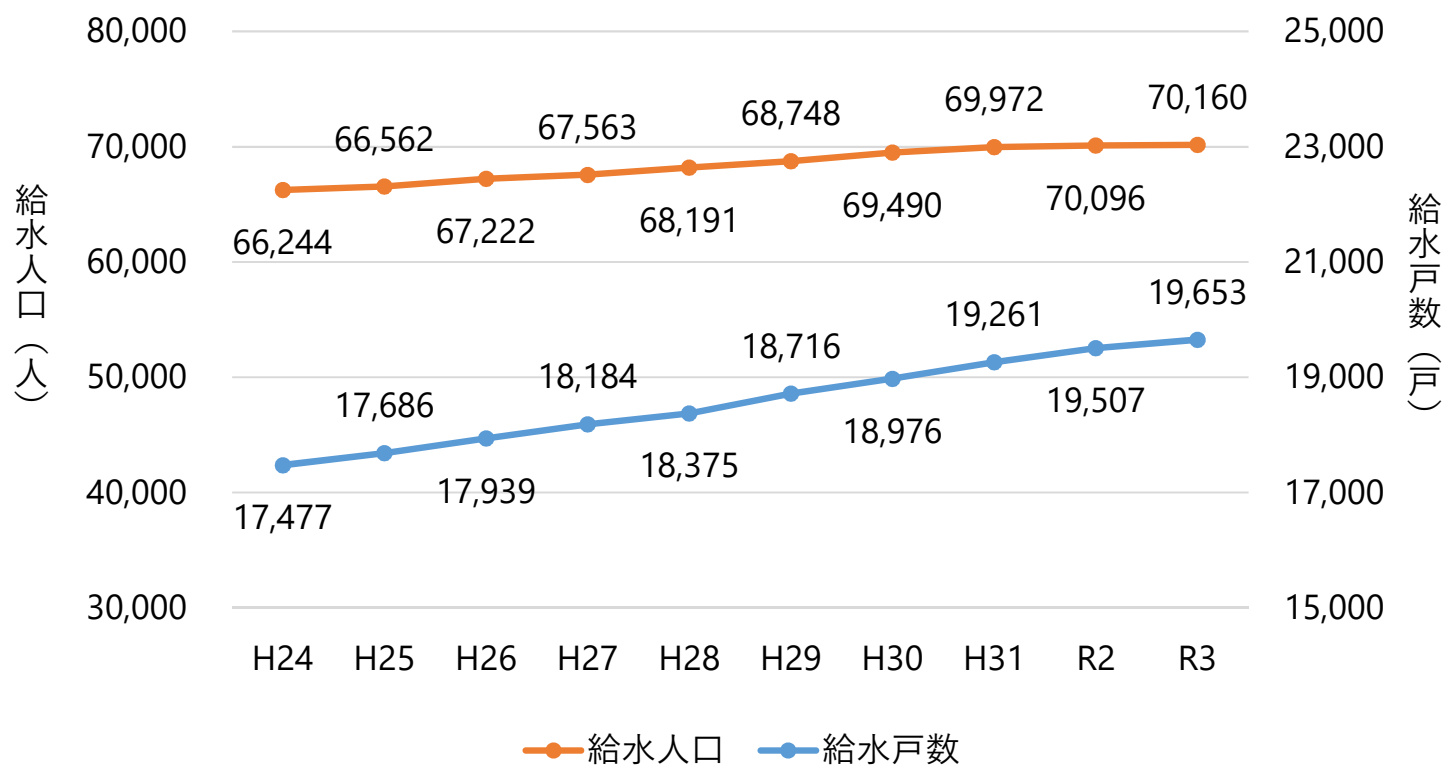
検討ポイント	内容
①基本料金と従量料金の収入割合	水道事業の経営に要する費用（固定費・変動費）を、基本料金と従量料金でどのように回収すべきか、総括原価等を考慮して検討します
②口径別基本料金・口径別従量料金	全口径の料金を一律改定とするか、口径ごとに改定率を変更するか検討します
③基本水量の見直し	基本水量以下の利用者の割合等を考慮して、基本水量の設定を検討します
④逡増度の見直し	使用者の分布状況等を考慮し、一部の利用者が過度な負担とならないように、従量料金単価の逡増度の変更を検討します

2. 本市における水道の利用状況

給水人口と給水戸数の推移

- ◆ 給水人口と給水戸数はともに増加傾向にあります。
- ◆ 給水人口よりも、給水戸数の上昇率が大きくなっています。

【給水人口と給水戸数の推移】

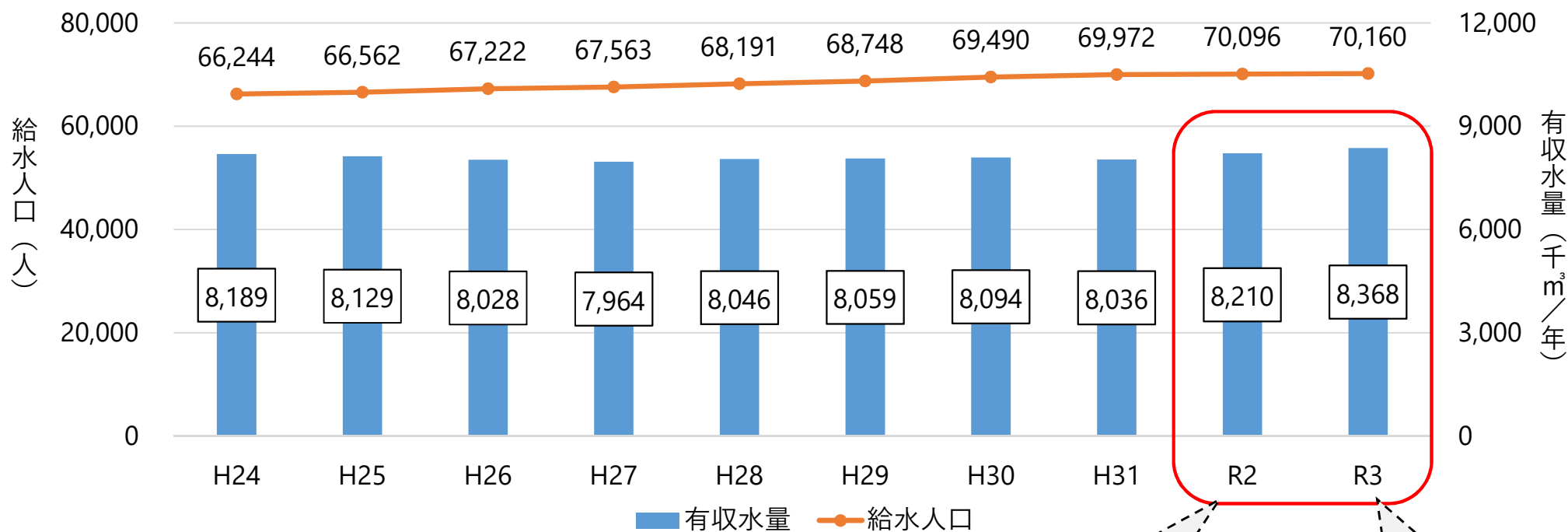


	増加率 (対H24年度比)	
	給水人口	給水戸数
平成25年度	0.5%	1.2%
平成26年度	1.5%	2.6%
平成27年度	2.0%	4.0%
平成28年度	2.9%	5.8%
平成29年度	3.8%	7.1%
平成30年度	4.9%	8.6%
平成31年度	5.6%	10.2%
令和2年度	5.8%	11.6%
令和3年度	5.9%	12.5%

有収水量の推移

- ◆ 有収水量は増加傾向にあります。一戸当たりの有収水量は減少傾向にあります。
- ◆ R2の有収水量は新型コロナウイルスの影響による一時的な増加、R3の有収水量は大口利用者の一時的な使用量の増加による影響が大きく、今後の有収水量は減少に転じることが見込まれます。

【給水人口と有収水量の推移】



令和3年度-平成24年度比

給水人口増減率	5.9%
有収水量増減率	2.2%

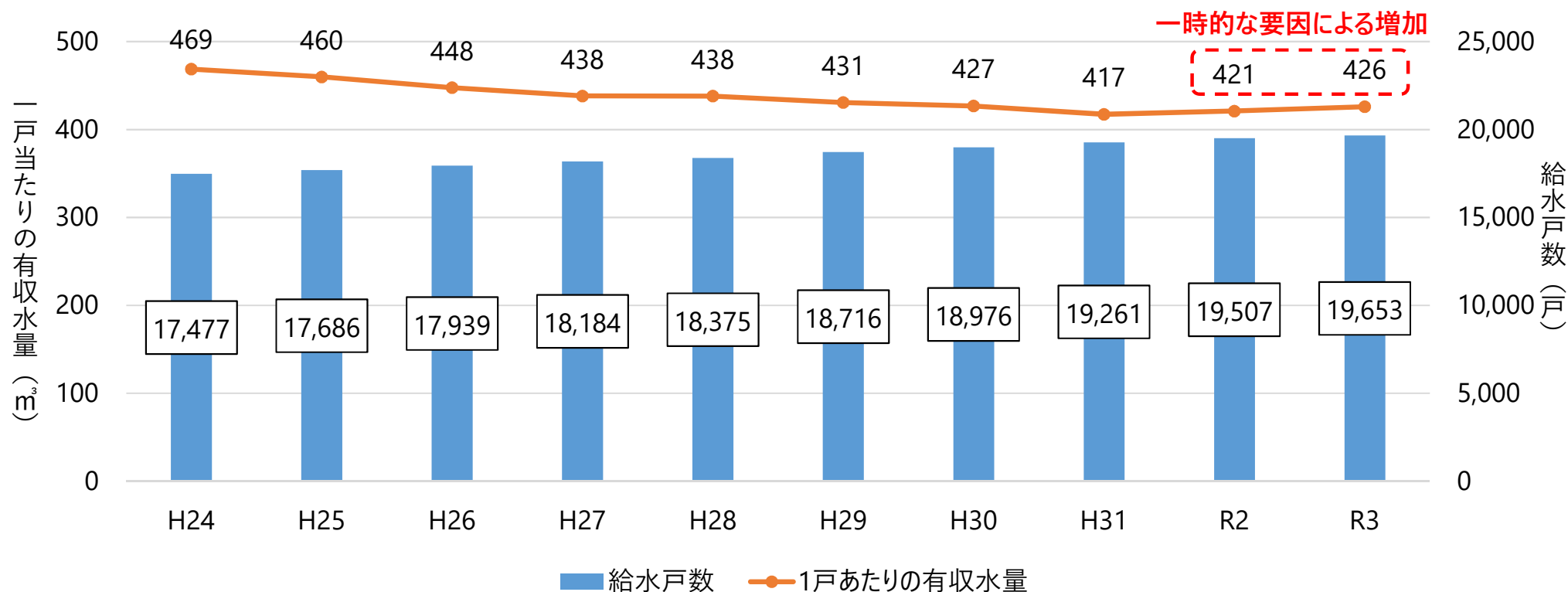
コロナによる一時的な増加

大口利用者の一時的な使用量の増加

1戸当たりの有収水量の推移

◆ 有収水量よりも給水戸数の上昇率が大きいいため、1戸当たり有収水量は減少傾向にあります。

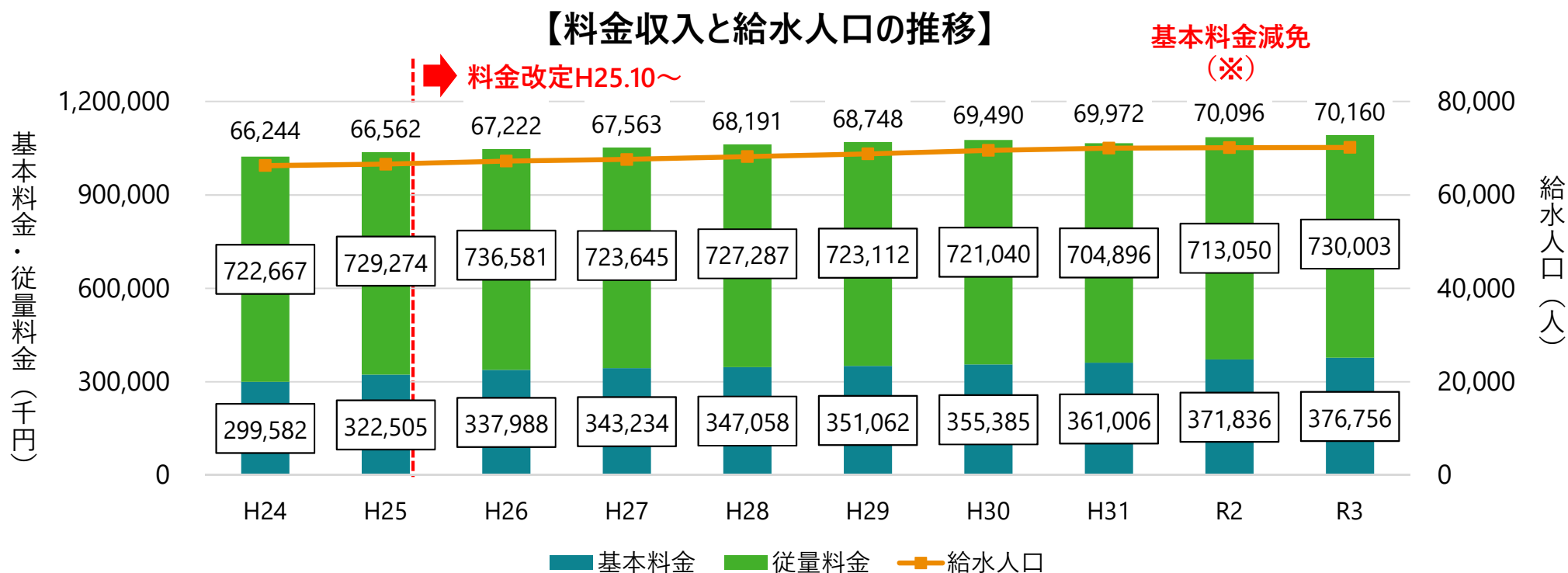
【一戸当たり有収水量と給水戸数の推移】



令和3年度-平成24年度比	
給水戸数増減率	12.5%
1戸当たり有収水量増減率	▲9.2%

料金収入の推移

- ◆ 料金改定（H25）及び給水人口の増加に伴い、料金収入は増加傾向にあります。
- ◆ 料金改定の影響により、基本料金収入は増加していますが、従量料金はほぼ横ばいとなっています。



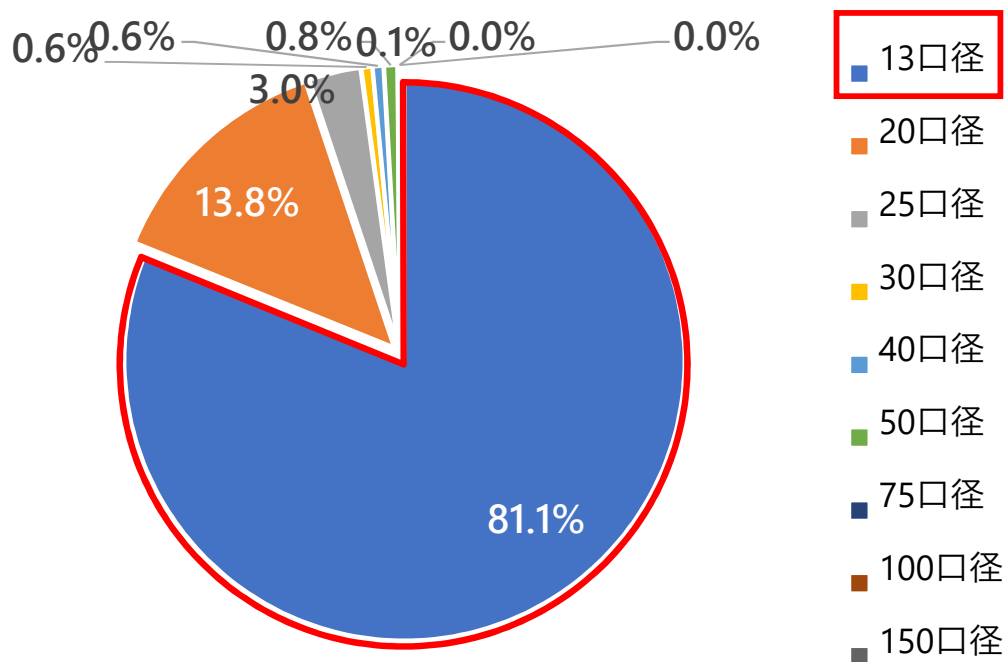
令和3年度-平成24年度比	
給水人口増減率	5.9%
基本料金収入増減率	25.8%
従量料金収入増減率	1.0%
(料金収入全体の増減率)	(8.3%)

※R2年度は、新型コロナウイルス感染症蔓延の対策として、基本料金の減免（2ヶ月間）を実施しています。グラフにおけるR2年度の基本料金収入には、コロナ減免分を加算して分析しています。

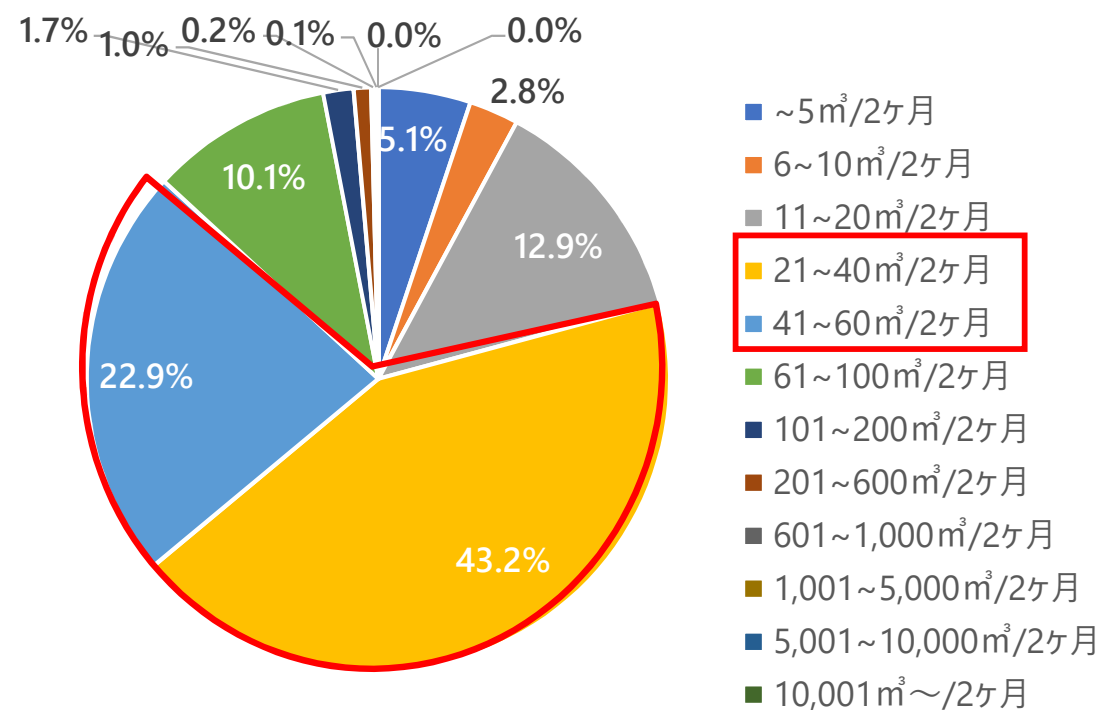
調定戸数と調定件数の内訳（口径別、利用水量別）

- ◆ 調定戸数では13口径利用者が約81%（集合住宅含む）と最も多くなっています。
- ◆ 利用量別調定件数では21～40・41～60m³/2ヶ月の利用者が約66%と最も多くなっています。

【口径別調定戸数の比較（令和3年度）】



【利用量別調定件数の比較（令和3年度）】

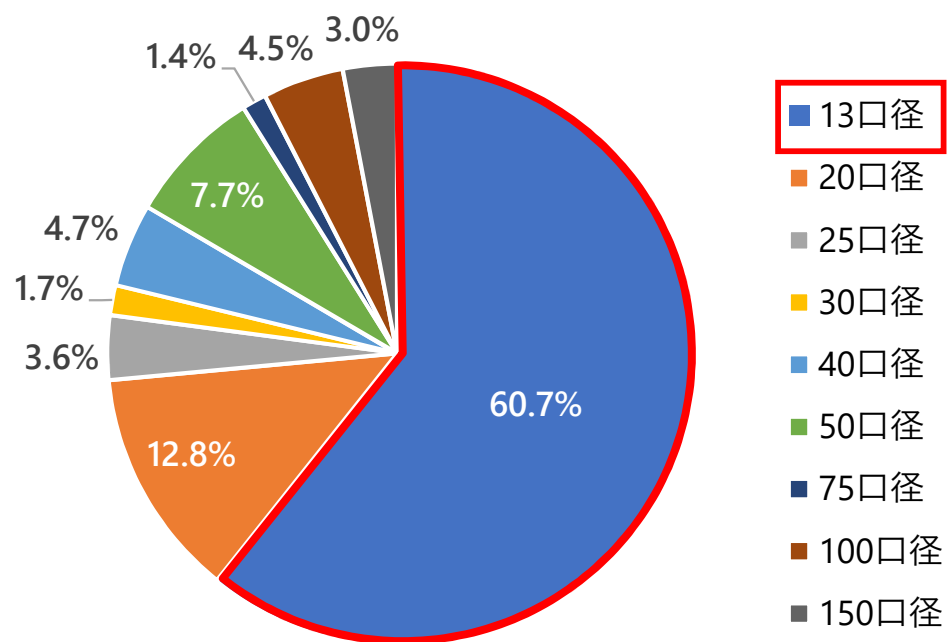


※調定データより、集合住宅（戸数が複数のレコード）は13口径として集計

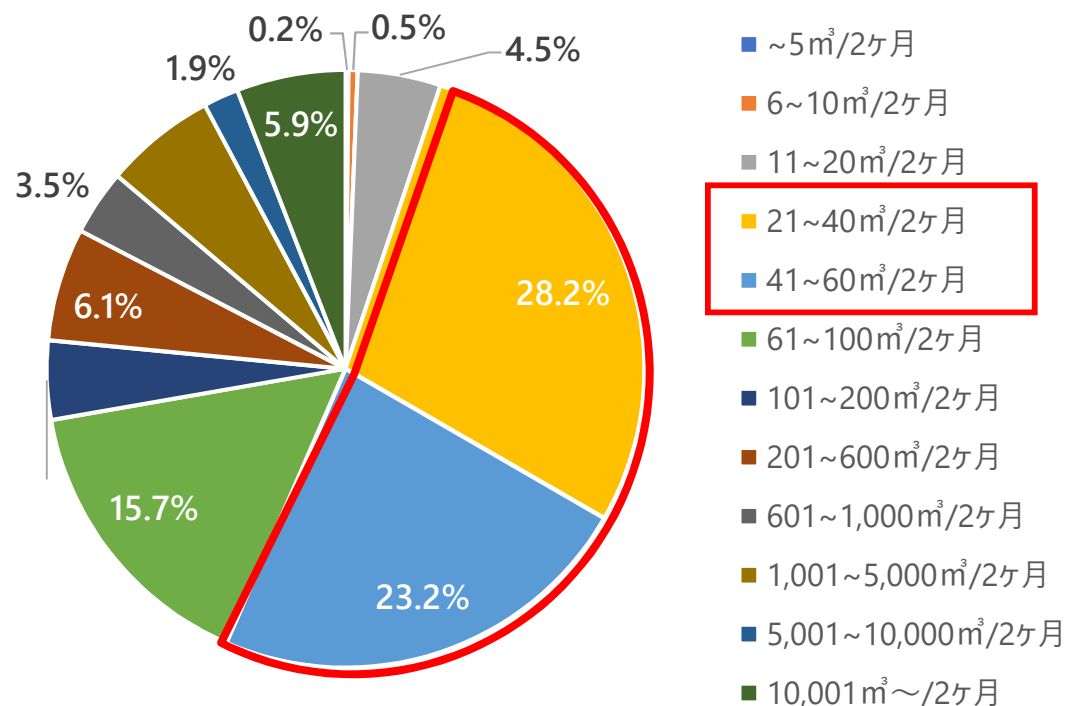
有収水量の内訳（口径別、利用水量別）

- ◆ 調定戸数で約81%を占めていた13口径は、口径別有収水量では約61%となっています。
- ◆ 利用量別調定件数で約66%を占めていた21~40m³・41~60m³/2ヶ月の利用者は、利用量別有収水量では約51%となっています。

【口径別有収水量の比較（令和3年度）】



【利用量別有収水量の比較（令和3年度）】



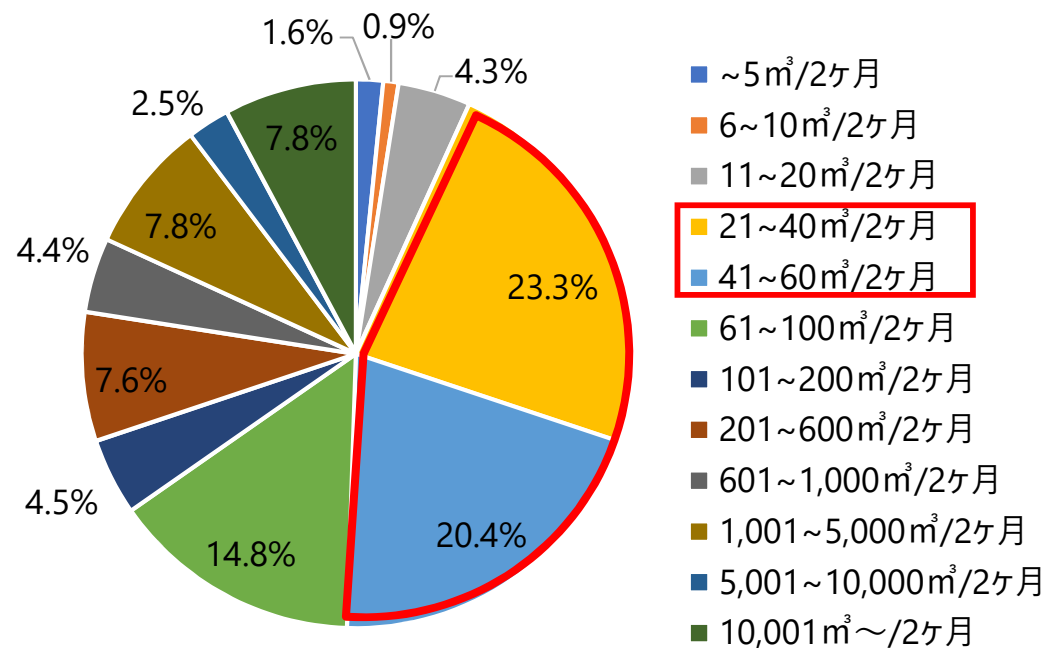
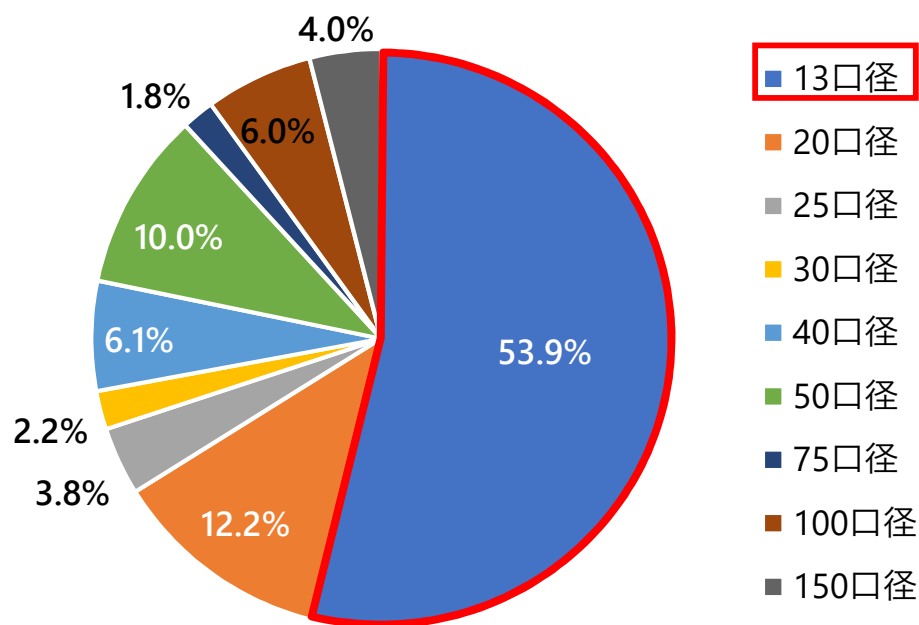
※調定データより、集合住宅（戸数が複数のレコード）は13口径として集計

料金収入の内訳（口径別、利用水量別）

- ◆ 有収水量で約61%を占めていた13口径は、料金収入では約54%となっています。
- ◆ 利用量別有収水量で約51%を占めていた21~40m³・41~60m³/2ヶ月の利用者は、料金収入では約44%となっています。

【口径別料金収入割合の比較（令和3年度）】

【利用量別料金収入割合の比較（令和3年度）】

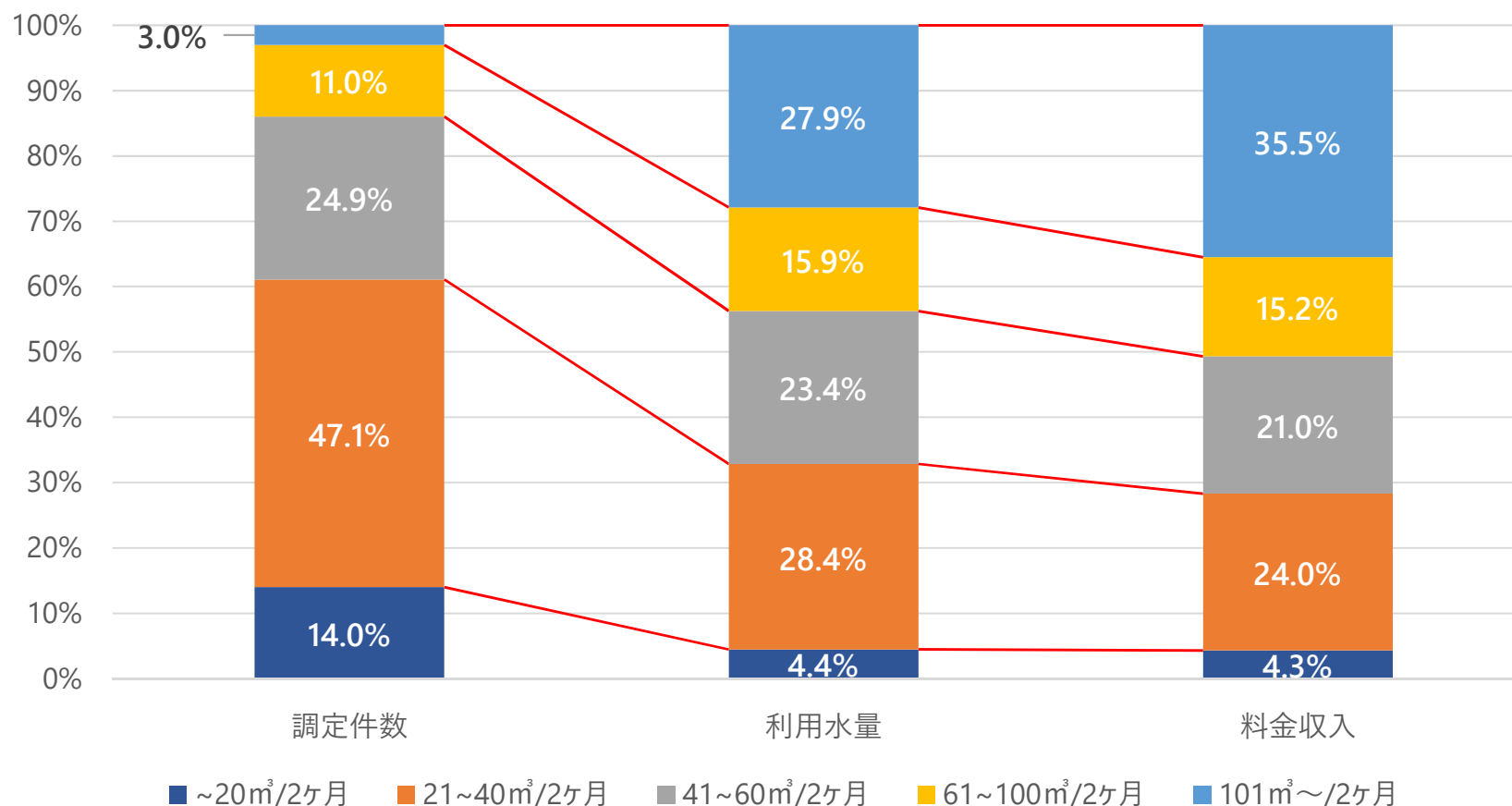


※調定データより、集合住宅（戸数が複数のレコード）は13口径として集計

利用量別の調定戸数・利用水量・料金収入

◆ 101m³/2ヶ月以上の利用者は、料金収入の割合が利用水量の割合よりも高くなる傾向にあります。これは逓増型の料金体系であるため、利用量が増えるほど、従量料金が高くなることによるものです。その一方で、利用量が少ない場合は、基本水量+低い従量料金であるため、料金収入に占める割合は小さくなります。

【利用量別利用状況の割合（令和3年度）】

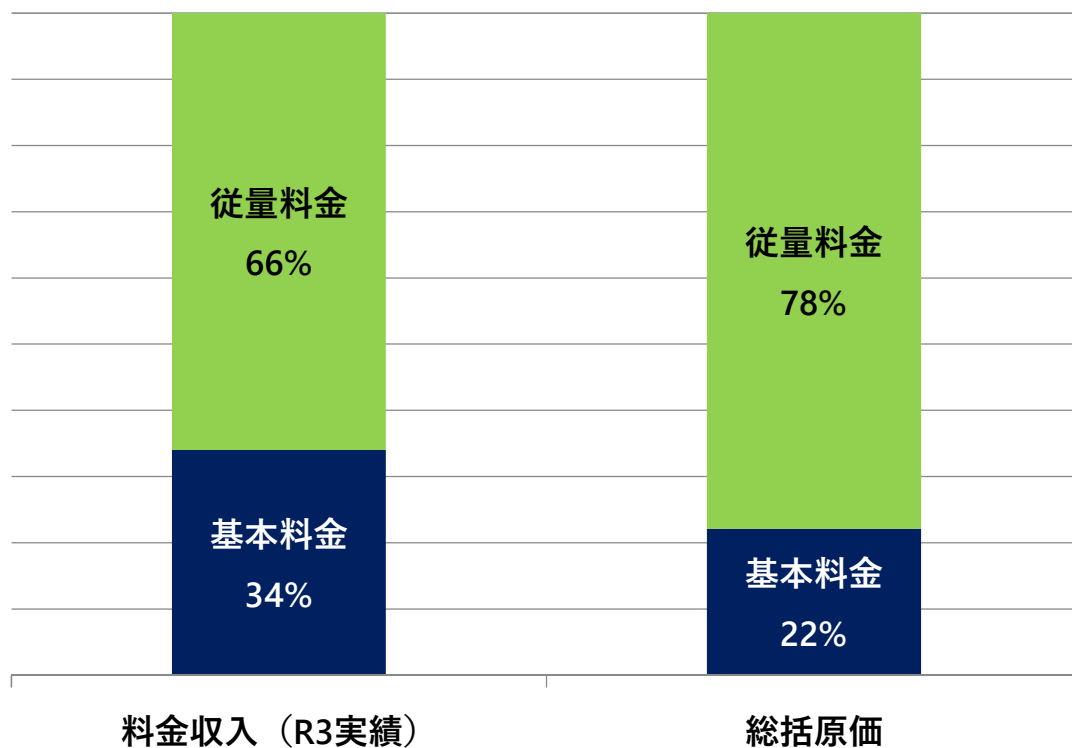


※2ヶ月当たり10m³未満の利用者については、一般的に想定される利用量よりも著しく少ないことから、グラフの集計から除外しています。

基本料金と従量料金の割合（総括原価）

- ◆ 総括原価方式に基づき、水道料金を試算した結果、全体で25.5%の料金改定が必要という結果となりました。現在の基本料金と従量料金の構成割合は、総括原価で求めた場合と大きく乖離していないという結果となりました。

【基本料金と従量料金の割合】



総括原価の基本料金には、基本水量が設定されていません。総括原価と比較して、本市の基本料金割合が高くなっているのは、基本水量（10m³/月）を付与していることが主な要因です。

【総括原価方式に基づいた場合の料金改定率】

単位：千円	料金収入 (R3実績)	総括原価方式 に基づく料金
基本料金	376,756	306,636
従量料金	730,003	1,082,330
合計	1,106,759	1,388,967

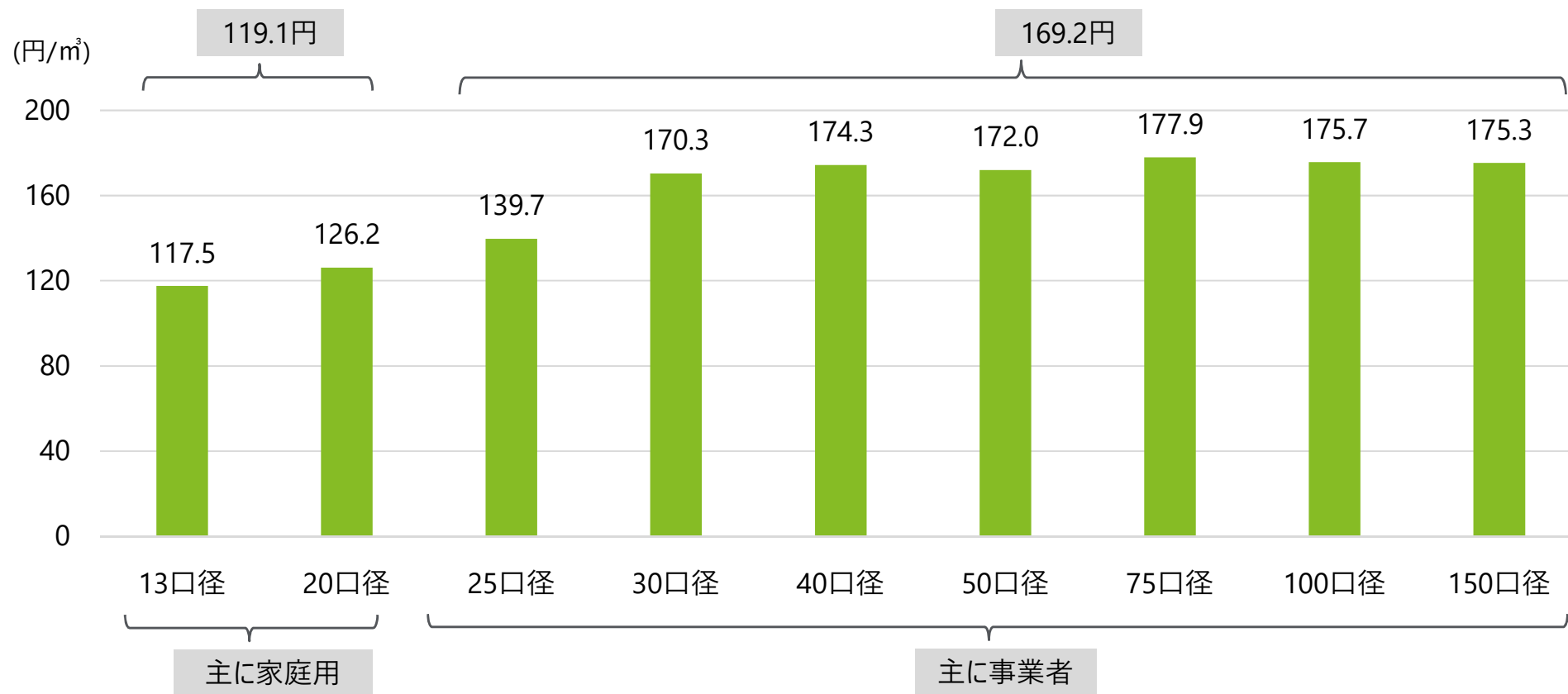
料金改定率 **25.5%**

※総括原価の算定にあたって、将来の更新投資等に必要な金額を考慮して、資産維持率は2.6%に設定しています。

口径別料金単価

- ◆ 口径別単価は20口径以下家庭用(主に家庭用) は概ね115～130円/m³、25口径以上(主に事業用) は概ね140～180円/m³の水準にあります。

【口径別供給単価（令和3年度）】



※令和3年度の1 m³当たりの供給単価は全体で132.49円、給水原価は124.99円です。

3. 本市料金体系の検討

本市における料金体系の検討

検討ポイント	内容	本市の対応方針
①基本料金と従量料金の収入割合	水道事業の経営に要する費用（固定費・変動費）を、基本料金と従量料金でどのように回収すべきか、総括原価等を考慮して検討します	基本料金と従量料金の収入割合は、基本料金収入34%・従量料金収入66%となっています。有収水量が減少しても安定した収入を確保できる構造となっていることから、水道事業の安定した経営のために、現在の構成割合を維持することが望ましいと考えられます。
②口径別基本料金・口径別従量料金	全口径の料金を一律改定とするか、口径ごとに改定率を変更するか検討します	前回の料金改定を踏まえて、公平性を考慮した全口径の基本料金・従量料金を一律改定した場合の料金体系を事務局案として提示します。
③基本水量の見直し	基本水量以下の利用者の割合等を考慮して、基本水量の設定を検討します	基本水量は、公衆衛生等の観点から、生活に必要最低限と考えられる水量を低廉に供給するという趣旨のものです。基本水量を廃止した場合、生活用の小規模使用者への値上げの影響が大きくなることが予想されるため、物価高騰等が生じている現時点においては、基本水量を維持することが望ましいと考えられます。
④逓増度の見直し	使用者の分布状況等を考慮し、一部の利用者が過度な負担とならないように、従量料金単価の逓増度の変更を検討します	前回の料金改定を踏まえて、公平性を考慮した全口径の基本料金・従量料金を一律改定した場合の料金体系を事務局案として提示します。

②口径別基本料金・口径別従量料金、④逡増度の見直し

- ◆ 前回の料金改定においては、市民への分かりやすさを考慮しつつ、50口径以下の基本料金を90円～250円上げ、従量料金は逡増度が上がるほど高くなるように、5円～15円の改定を実施しました。
- ◆ 生活用の使用水量が少ない利用者は基本料金で、事業用の使用水量が多い利用者は従量料金で、料金改定による影響を負担するかたちとなっており、全体に配慮した料金改定となっています。

【 H25年度に実施した料金改定（基本料金・従量料金） 】

口径(mm)	基本料金（円）		増加額 （円）
	H13.4～	H25.7～	
13	900	990	+90円
20	1,000	1,100	+100円
25	1,100	1,200	+100円
30	3,000	3,250	+250円
40	4,000	4,250	+250円
50	5,000	5,250	+250円
75	7,500	7,500	-
100	10,000	10,000	-
150	15,000	15,000	-

水量区分	従量料金（円）		増加額 （円）
	H13～	H25～	
0～20m ³	基本水量	基本水量	-
21～40m ³	120	125	+5円
41～60m ³	120	130	+10円
61～100m ³	130	140	+10円
101～200m ³	140	150	+10円
201～600m ³	150	160	+10円
601～1,000m ³	155	170	+15円
1,001m ³ ～	160	175	+15円

※基本料金は、1月当たり、税抜の金額となっています。

4. 料金体系の事務局案

事務局案（一律25.5%改定）

- ◆ 改定率25.5%を実現するために、基本料金と従量料金を一律25.5%改定した場合の料金体系です。
- ◆ 現在の基本料金・従量料金の構成割合の大きな変更はせず、一律に改定することにより公平性が担保されると考えられます。

【新料金体系（基本料金・従量料金）案】

口径(mm)	基本料金（円／2ヶ月）		増加額 (円)
	H25.7～	R6.4～	
13	1,980	2,480	+500
20	2,200	2,750	+550
25	2,400	3,000	+600
30	6,500	8,150	+1,650
40	8,500	10,650	+2,150
50	10,500	13,200	+2,700
75	15,000	18,800	+3,800
100	20,000	25,100	+5,100
150	30,000	37,650	+7,650

水量区分	従量料金（円／m ³ ）		増加額 (円)
	H25.7～	R6.4～	
0～20m ³	基本水量	基本水量	-
21～40m ³	125	155	+30
41～60m ³	130	160	+30
61～100m ³	140	180	+40
101～200m ³	150	190	+40
201～600m ³	160	200	+40
601～1,000m ³	170	215	+45
1,001m ³ ～	175	220	+45

※基本料金は、2ヶ月当たり、税抜の金額となっています。